平成30年11月16日付けで公布しました、「包括許可取扱要領の一部を改正する通達」の一部の内容について、以下のように変更させていただきます。 (傍線部分は改正部分)

○包括許可取扱要領(平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号)

変更後				変更前			
				[別表A] 特別一般包括輸出許可/一般包括輸出許可/ 特定包括輸出許可/特定子会社包括輸出許可マトリックス [1の項]~[7の項] (略)			
[8の項]	#T <i>)</i>			[8の項]	MG /		
仕向地	い地域①	と地域②	ち地域	仕向地	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1項番				輸出令別表第1項番			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の8の項の 中欄に掲げる貨物であって 、貨物等省令第7条第3号 ロ又は <u>ハ</u> に該当するもの	(略)	(略)	(略)	輸出令別表第1の8の項の 中欄に掲げる貨物であって 、貨物等省令第7条第3号 ロ又は <u>ニ</u> に該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[9の項] (略) [10の項]				[9の項] (略) [10の項]	•		
仕向地	い地域①	と地域②	ち地域	仕向地	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1項番				輸出令別表第1項番			

(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の10の項 (7)に掲げる貨物であっ て、貨物等省令第9条第9 号ニに該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[11の項]~[15の項] (略)

[別表B]

特別一般包括役務取引許可/一般包括役務取引許可/ 特定包括役務取引許可/特定子会社包括役務取引許可マトリックス

[1の項]~[7の項] (略) [8の項]

提供出	地い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表項番			
(略)	(略)	(略)	(略)

※右の表中、「ほ地域」及び「へ地域(ち地域を除く)」について、改正事項ではありませんが、正しい表記に修正しました。

[9の項]~[15の項] (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の10の項 (7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9 号二 <u>又は第9号の3</u> に該当 するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[11の項]~[15の項] (略)

[別表 B]

特別一般包括役務取引許可/一般包括役務取引許可/ 特定包括役務取引許可/特定子会社包括役務取引許可マトリックス

[1の項]~[7の項] (略) [8の項]

提供地外為令別表項番	い地域①	ほ地域	へ地域 (ち地域を 除く)
(略)	(略)	(略)	(略)

[9の項]~[15の項] (略)